

子どもを預けたいとき

ご家庭のライフスタイルに応じて、様々な選択肢があります。

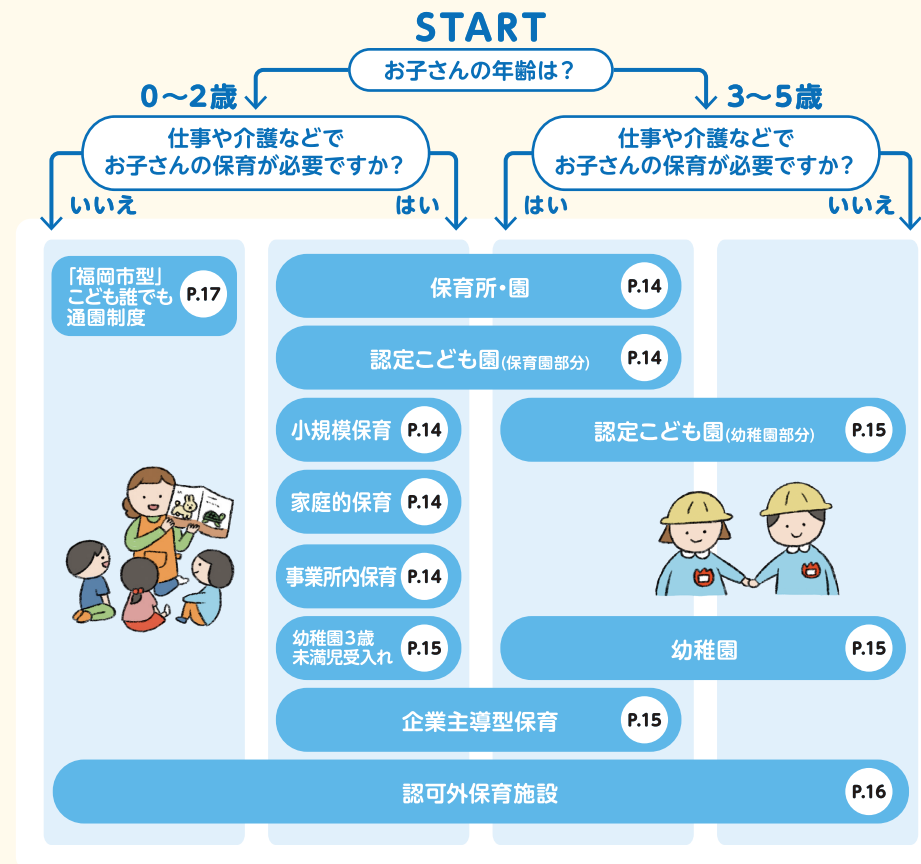


	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
定期的に預けたい	保育所・園					
	小規模保育					
	家庭的保育					
	事業所内保育					
	認定こども園(保育園部分)					
	幼稚園3歳未満児受入れ			認定こども園(幼稚園部分)		
	企業主導型保育			幼稚園		
	認可外保育施設					
	[福岡市型]こども誰でも通園制度					
	必要なときに預けたい	ベビーシッター派遣(8週間経過後～6か月になるまで)				
一時預かり						
ファミリー・サポート・センター						
子どもショートステイ						
シルバー人材センターの子育て支援						
病児・病後児デイケア						

※年度当初のお子さんの年齢でご確認ください。 ※施設やサービスごとに利用条件が異なります。

保育施設選び フローチャート

定期的に預ける場合、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、利用できる保育施設が異なります。



迷ったらいつでもご相談を

子育て支援コンシェルジュ

ご家庭のニーズに応じて教育・保育や子育て支援サービス等について情報提供を行う専門の相談員です。各区の子育て支援課と一部の子どもプラザに常駐しています。

問合せ先 各区の子育て支援課 または 子どもプラザ(一部)



赤ちゃんが
できたら

赤ちゃんが
生まれたら

子どもを
預けたいとき

障がいの
ある子の支援

ひとり親
家庭の支援

小学生
以上の支援

おでかけ
スポット

様々な
相談窓口

ものの
連絡先

赤ちゃんが
できたら

赤ちゃんが
生まれたら

子どもを
預けたいとき

障がいの
ある子の支援

ひとり親
家庭の支援

小学生
以上の支援

おでかけ
スポット

様々な
相談窓口

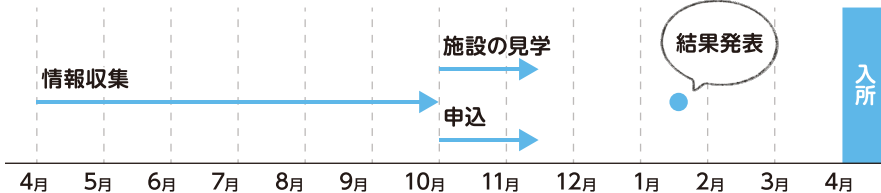
ものの
連絡先

定期的に預けたい

仕事や病気など、ご家庭のニーズに応じて
保育サービスを提供します。



入所までの流れ 4月1日(1次)の入所を希望する場合のスケジュール例



認可保育施設を利用できる方

対象年齢	生後3か月経過した日の翌日から小学校就学前まで
利用条件	※いずれかに該当する必要があります ・就労している(60時間/月以上) ・妊娠中または出産後間がない ・疾病、負傷、障がい等がある ・同居の親族(長期入院している親族を含む)を常時介護または看護している(60時間/月以上) ・災害等の復旧にあたっている ・求職活動をしている ・就学している(60時間/月以上) ・育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ・その他、前各項に類する状態であり福祉事務所長が必要と認める場合 まずは第1希望の保育施設が所在する区の子育て支援課や園への相談から。見学を通して、安心して預けられる場所を探してみてくださいね。
必要な手続き	利用申込みにあたっては、事前にお子さんと一緒に見学が必要です ※オンラインで利用申込みができます。

保育施設の空きマップ

月齢や希望の条件などを入力すると地図上で空き状況が確認できます。

※検索できる施設は、保育所・園、認定こども園(保育園部分)、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育です。
※延長保育の実施時間も確認できます。



認可保育施設

日中の育児が難しい場合

保育所・園

お仕事や病気などで、日中の育児が難しい場合に、子どもの成長を見守りながらお預かりする児童福祉施設です。



保育と教育を一体的に行う施設

認定こども園

保育園と幼稚園の両方の良さをあわせ持つ施設です。働いている人も、そうでない人も利用できます。



※幼稚園部分の利用手続きに関してはP.15の「幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)」をご参照ください。

少人数でゆったり預かり

小規模保育

比較的小規模な環境で、きめ細やかな保育を行います。(定員6~19人以下)

おうちのような雰囲気

家庭的保育

家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を行います。(定員5人以下)

地域の子どもも預かります

事業所内保育

事業所の保育施設などで、従業員の子どもと、地域の子どもと一緒に保育します。

問合せ先 第1希望の保育施設が所在する区の子育て支援課



日曜日が仕事の日も安心

休日保育

どうしてもお仕事のある日曜や祝日。そんなときに預けられるサービスです。

実施施設はこちら



いつもより長く預けたい

延長保育

お仕事などでやむを得ない場合は、いつもより長く預けることができます。

詳しくは各施設に確認してね



赤ちゃんが
できたら

赤ちゃんが
生まれたら

子どもを
預けたいとき

障がいの
ある子の支援

ひとり親
家庭の支援

小学生
以上の支援

おでかけ
スポット

様々な
相談窓口

ものの
連絡先

赤ちゃんが
できたら

赤ちゃんが
生まれたら

子どもを
預けたいとき

障がいの
ある子の支援

ひとり親
家庭の支援

小学生
以上の支援

おでかけ
スポット

様々な
相談窓口

ものの
連絡先

その他にも様々な施設があります！



集団生活で成長！

幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)

集団生活を体験し、遊びを通じて社会生活をする上でのルールや、小学生以降の学習の基礎が身につく学校教育施設です。



もう少し預けたい

預かり保育について

通常の保育が終わったあとも、そのまま園でお預かり。夕方までの預かりを行っている幼稚園もあります。園によっては、園庭開放やプレ通園を実施しているところもあります。

対象児童	満3歳以上
必要な手続き	施設へお申込み後、直接ご契約ください

問合せ先 各幼稚園・各認定こども園 または 福岡市私立幼稚園連盟 ☎ 092-822-0080



3歳前でも大丈夫

幼稚園3歳未満児受入れ

市内の一部幼稚園では、生後3か月～2歳のお子さんを受け入れています。保育士が見守るので、まだ小さくても安心して預けられます。



対象児童	生後3か月～2歳で、保護者の就労等により保育が必要と市が認める児童
必要な手続き	事前見学や区役所子育て支援課、幼稚園への申請が必要です

問合せ先 お住まいの区の子育て支援課



企業が支援

企業主導型保育

企業が従業員のために設置している保育園ですが、保育が必要な地域の子どもも受け入れている施設があります。



必要な手続き	施設へお申込み後、直接ご契約ください
--------	--------------------

問合せ先 各施設へお問い合わせください



多様な形態があります

認可外保育施設

対象年齢や料金などは施設によって様々で、独自のサービスを提供している施設もあります。

必要な手続き 施設へお申込み後、直接ご契約ください



問合せ先 各施設へお問い合わせください



お金の負担、少しでも軽く

幼児教育・保育の無償化

対象となるお子さんの保育施設の利用料は無償です。利用施設によって手続きや無償の上限額が異なるため、利用施設にご確認ください。

第2子以降の保育料無償化

多子世帯への負担軽減策として、福岡市独自に保育所(認可外含む)や幼稚園に通う第2子以降の保育料を無償化しています。

対象児童	第1子	第2子以降
住民税課税世帯	0～2歳児	第2子以降の保育料無償化
	3～5歳児	幼児教育・保育の無償化
住民税非課税世帯	0～5歳児	幼児教育・保育の無償化



※利用する施設や年齢により助成額等が異なりますので、詳しくはホームページにてご確認ください。

幼児教育・保育の無償化

第2子以降の保育料無償化



問合せ先 こども未来局 運営支援課 ☎ 092-711-4114

第3子優遇事業

18歳未満のお子さんを3人以上養育されているご家庭に対し、保育所等の副食費等を免除・助成します。保育所等に通園していないご家庭には、手当を支給します。

対象児童 第3子以降で、小学校に入学する前の3年間にある児童



問合せ先 利用施設などにより問合せ先が異なります



赤ちゃんが
できたら

赤ちゃんが
生まれたら

子どもを
預けたいとき

障がいの
ある子の支援

ひとり親
家庭の支援

小学生
以上の支援

おでかけ
スポット

様々な
相談窓口

ものの
連絡先

赤ちゃんが
できたら

赤ちゃんが
生まれたら

子どもを
預けたいとき

障がいの
ある子の支援

ひとり親
家庭の支援

小学生
以上の支援

おでかけ
スポット

様々な
相談窓口

ものの
連絡先

一時的な預かりも、 選択肢がたくさん



週に一度の定期利用

「福岡市型」こども誰でも通園制度

保護者の就労の有無に関わらず、保育園などを定期的に利用できる制度です。
集団の中で過ごすことで社会性が育まれ、子どもの健やかな成長を促します。

対象児童	生後6か月から2歳児までの未就園児 ※保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、 企業主導型保育施設に通っていないお子さんが対象です。 ※年度途中に3歳になった場合は、年度末まで利用できます。
料金	原則300円/時間 ※他に給食費、雑費が必要になる場合があります。
利用時間	週に1回程度、4時間以上/日(最大40時間/月) ※給食提供があります。
必要な手続き	利用する施設にお申込みください



問合せ先 こども未来局 事業調整課 ☎ 092-711-4340

費用の一部を助成!

ベビーシッター派遣

対象	生後8週間経過後から生後6か月になるまでの乳児の保護者
利用上限 時間	通院やリフレッシュなどで一時的に乳児の保育を必要とする方 16時間まで 産休明けすぐに復職するなど、定期的な保育が難しく、生後3か月 経過後の直近の基準日での認可保育園申込みを完了している方 利用時間 制限なし ※保育を必要とする事由(就労など)がある時間に限る。
自己負担額	400円/時間 ※1日の利用時間は7:00~20:00のうち10時間以内

利用の7日前までに、
実施事業者との契約が必要です



問合せ先 こども未来局 事業調整課 ☎ 092-711-4340

一時的なサポート

一時預かり

保護者が冠婚葬祭や通院、リフレッシュなど必要なときに、
お子さんを一時的にお預かりします。

対象児童	生後6か月から小学校就学前まで (病児・病児回復期は対象外)	利用回数	月14回まで
必要な手続き	希望する施設にお申込みください ※利用する施設により料金が異なります。		



問合せ先 こども未来局 事業調整課 ☎ 092-711-4340

地域の人との助け合い

ファミリー・ サポート・センター

「応援してほしい人」と「応援したい人」
が地域で助け合う、育児の相互援助の
会員組織です。

対象 児童	生後3か月から小学6年生まで ※障がいがあるなど特別な支援が必要な場合はおおむね18歳まで
料金	月曜~土曜(祝日除く) 7:00~19:00 600円/時 上記以外の時間及び日曜・祝日 800円/時 ※送迎を伴う場合は、1回につき100円追加

問合せ先 福岡ファミリー・サポート・センター 本部(市社会福祉協議会内)
☎ 092-736-1116

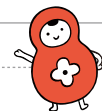


必要な時は利用してね

子どもショートステイ

保護者が育児疲れや病気、冠婚葬祭などで
一時的に養育できない場合、里親や児童養護
施設にお子さんの養育を依頼できます。

対象児童	18歳未満
料金 (日額)	2歳未満 5,630円 2歳以上 2,980円 ※生活保護受給世帯、ひとり親世帯、 住民税非課税世帯は無料
利用期間	原則7日間以内



問合せ先 お住まいの区の
子育て支援課

人生の先輩を頼ってみよう

シルバー人材センターの 子育て支援

経験豊富な会員がご自宅を
訪問し、子育て支援サービスを
行います。



支援 内容	出産前後のお手伝い、園児などの送り 迎え、留守中のお子さんのお世話など
料金	2時間まで2,666円 ※2時間を超える場合は別料金

問合せ先 (公社)福岡市シルバー人材センター
☎ 092-643-8200



急な発熱!でも仕事を休めない...

病児・病後児デイケア

子どもが病気の際、保護者が仕事の都合などにより、家庭で
看病できない場合に、小児科に併設された病児デイケア
ルームに預けることができます。



対象児童	0歳から小学6年生まで
料金	無料 ※食事、ミルク、おやつ、医療費等は含みません。
利用時間	月曜~金曜 8:30~17:30/土曜 8:30~13:00 日曜・祝日・医院休診日は休室 ※利用時間は各施設で異なる場合があります。
必要な手続き	利用する施設にお申込みください

問合せ先 こども未来局 こども健やか課 ☎ 092-711-4065



赤ちゃんが
できたら

赤ちゃんが
生まれたら

子どもを
預けたいとき

障がいの
ある子の支援

ひとり親
家庭の支援

小学生
以上の支援

おでかけ
スポット

様々な
相談窓口

ものの
連絡先

赤ちゃんが
できたら

赤ちゃんが
生まれたら

子どもを
預けたいとき

障がいの
ある子の支援

ひとり親
家庭の支援

小学生
以上の支援

おでかけ
スポット

様々な
相談窓口

ものの
連絡先